

指定医療機関の指定要件の適用時期について

- ① 新規指定医療機関については、平成26年度から
- ② 現在指定を受けている医療機関については、平成27年度から適用することとしてはどうか。

(考え方)

- 今回の見直し案は、
 - ・ 不妊治療の質を高める観点からの指定要件を厳格化するとともに、
 - ・ 治療を受ける方の利便性の確保に配慮したものであり、できる限り早期に適用することが望ましい。
- したがって、
 - ① 新規指定医療機関については、平成26年度から
 - ② 現在指定を受けている医療機関については、治療を受ける方の利便性と医療機関の準備期間を考慮し、平成27年度からとする。